いる既存特定飲食提供施設（以下「喫煙可能室設置施設」という。）の管理権原者は、喫煙専用室等の構造及び設備を厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならないものとすることとした。（第三三条第四項及び第三五条第五項並びに附則第二条第一項及び第三条第一項関係）

(六) 喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設（以下この(六)及び(七)において単に「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者等は、二〇歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室等に立ち入らせてはならないものとすることとした。（第三三条第五項及び第三五条第七項並びに附則第二条第一項及び第三条第一項関係）

(七) 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするとき、喫煙目的室若しくは喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしようとするとき又は指定たばこ専用喫煙室の場所を喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。）をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙専用室等において掲示された喫煙専用室標識等（喫煙専用室標識、喫煙目的室標識、指定たばこ専用喫煙室標識又は喫煙可能室標識をいう。）を除去しなければならないものとすることとした。（第三三条第六項及び第三五条第九項並びに附則第二条第一項及び第三条第一項関係）

(八) 喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたとき、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の場所若しくは当該喫煙可能室設置施設の全ての喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたとき又は当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の全ての指定たばこ専用喫煙室の場所を喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。）をすることができる場所としないこととしたときには、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等、当該喫煙目的室設置施設、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は当該喫煙可能室設置施設等に掲示された喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室設置施設標識、指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識又は喫煙可能室設置施設標識を除去しなければならないものとすることとした。（第三三条第七項及び第三五条第一〇項並びに附則第二条第一項及び第三条第一項関係）

(九) 喫煙目的室設置施設（喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。）の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならないものとすることとした。（第三五条第六項関係）

(一〇) 喫煙可能室設置施設の管理権原者は、既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として厚生労働省令で定めるものを備え、これを保存しなければならないものとすることとした。（附則第二条第三項関係）

都道府県知事による勧告、命令等に関する事項

(一) 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が4に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、勧告、命令等を行うことができるものとすることとした。（第三二条関係）

(二) 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等若しくは喫煙可能室設置施設の喫煙専用室等の構造若しくは設備が5の(一)から(四)までの厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるとき又は喫煙目的室設置施設が政令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等、当該喫煙目的室設置施設等又は当該喫煙可能室設置施設の管理権原者に対し、勧告、命令等を行うことができるものとすることとした。（第三四条及び第三六条並びに附則第二条第一項及び第三条第一項関係）

7 罰則

この法律による改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設けるものとすることとした。（第七六条～第七八条関係）

8 その他

特定施設等においてこの法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設等の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならないものとすることとした。（附則第五条関係）

9 施行期日等

(一) 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第八条関係）

(二) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第四条、第六条及び第七条関係）

(三) この法律は、平成三二年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

(1) 1、2（一部の事項に限る。）及び3（一部の事項に限る。） 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 2（一部の事項に限る。）、3（一部の事項に限る。）、4（一部の事項に限る。）、6の(一)（一部の事項に限る。）、7（一部の事項に限る。）、8（一部の事項に限る。） 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

◇医療法及び医師法の一部を改正する法律（法律第七九号）（厚生労働省）

一 医療法の一部改正関係

1 医師少数区域等における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有する医師の認定に関する事項

(一) 厚生労働大臣は、臨床研修等修了医師の申請に基づき、当該者が、医師少数区域（2の(一)の(3)の医師少数区域をいう。(三)において同じ。）等における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験等を有するものであることの認定をすることができるものとした。（第五条の二関係）

(二) 医業等に関して、(一)の認定を受けた医師である旨を広告することができるものとした。（第六条の五第三項関係）

(三) 医師少数区域等における医療の確保のために必要な支援を行う病院等の開設者は、その病院が医業をなすものである場合等は、臨床研修等修了医師であって(一)の認定を受けたものに、これを管理させなければならないものとし、地域における医療の提供に影響を与える場合等は、臨床研修等修了医師であって(一)の認定を受けていないものにこれを管理させることができるものとした。（第一〇条第三項関係）

2 都道府県における医師確保対策の実施体制の整備に関する事項

(一) 医療計画等の策定事項の見直し

(1) 厚生労働大臣が定める良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針において定めるものとされている事項に、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項及び医師の確保に関する基本的な事項を追加することとした。（第三〇条の三第二項関係）

(2) 都道府県が(1)の基本的な方針に即して、かつ、地域の実情に応じて定める当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）において定めるものとされている事項に、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項、医師の確保に関する事項及び(3)に関する事項を追加することとした。（第三〇条の四第二項関係）

イ 二次医療圏及び三次医療圏における医師の確保の方針